

廃棄物処理施設の審査に係る専門家からの意見聴取の根拠法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（昭和四十五年十二月二十五日）

（法律第百三十七号）

（許可の基準等）

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 （省略）

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三～四 （省略）

2 （省略）

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日）

（厚生省令第三十五号）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第十二条の三 法第十五条の二第三項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。